

## 第六号

## 徳島県行政財産使用料条例の一部改正について

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 延滞金の額が千円未満であるとき。
- 二 知事が特別の事由によりやむを得ないものと認めたとき。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（延滞金の割合等の特例）

- 3 当分の間、第七条に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条第一号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に額が確定する延滞金について適用し、施行日前に額が確定した延滞金については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第三項及び第四項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合が引き下げられたことに鑑み、行政財産の使用料に係る延滞金の割合に特例を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。